四　右議案に関する詳細は、左記五の照会先にご照会ください。
五　証明書及び議決権行使書面の送付先並びに右議案の照会先
東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一二〇一号
寄席坂特定目的会社
平成二十四年三月十二日
東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一二〇一号
寄席坂特定目的会社
取締役　井出　清彦

信託受益権販売業者営業保証金取戻し公告

投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令（平成十九年内閣府・法務省令第五号）第二条第二項の規定により次のように公告します。
一、供託者の商号　共同信託株式会社
二、所在地　大阪市中央区平野町二丁目六番一一号
三、代表者の氏名　大口　保弘
四、取戻しをしようとする営業保証金の額
金一〇、〇〇〇、〇〇〇円
五、右の者（登録番号近畿財務局長（売信）第九十一号）の営業保証金につき証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第二百三条第四項の権利を有していた者は、平成二十四年九月十二日までに投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令別紙様式第一号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督課に提出して下さい。
六、前項の申出書の提出がないときは、配当手続から除斥されます。
平成二十四年三月十二日
大阪市中央区平野町二丁目六番一一号
共同信託株式会社
代表取締役　大口　保弘

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 24 年３月 12 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①沖縄観光株式会社　②第２種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第２－97号　④沖縄観光株式会社　沖縄市久保田一丁目４番14号　代表取締役　比嘉義弘　⑤本社営業所　沖縄市久保田一丁目４番14号　⑥平成元年５月29日　⑦平成24年２月13日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①奥原観光社　②第２種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第２－266号　④奥原喜作　本庄市児玉町塩谷272番地　⑤本社営業所　本庄市児玉町塩谷272番地　⑥昭和51年３月11日　⑦平成23年12月９日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社つくしんぼ　②第２種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第２－787号　④株式会社つくしんぼ　流山市大字東深井885番地の74　代表取締役　松永好正　⑤本社営業所　流山市大字東深井885番地の74　⑥平成19年10月24日　⑦平成24年１月31日　⑧220万円　⑨1100万円

Ｂ　①株式会社西部観光　②第２種旅行業　③熊本県知事登録旅行業第２－74号　④株式会社西部観光　熊本市九品寺一丁目５番３号　代表取締役　池田司　⑤本社営業所　熊本市九品寺一丁目５番３号　⑥昭和55年９月18日　⑦平成24年２月13日　熊本県知事登録旅行業第３－74号　⑧130万円　⑨1100万円

以上４件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

Ａ　①東京地図出版株式会社　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－6246号　④株式会社マイナビ（合併前、東京地図出版株式会社）　東京都千代田区一ツ橋一丁目１番１号　代表取締役　小笠原俊幸　⑤本社　東京都千代田区一ツ橋一丁目１番１号　⑥平成21年11月12日　⑦平成24年２月１日　⑧220万円　⑨1100万円

以上１件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　金井　　耿

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 24 年３月 12 日

東京都千代田区岩本町２丁目６番３号
社団法人全国宅地建物取引業保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平23全保4370	東広建設株式会社	北海道知事（後志６）227	代表取締役 小島勝利	北海道余市郡余市町栄町395	1000万円
平23全保4371	株式会社道央宅建	北海道知事（石狩11）1745	代表取締役 豊田道彦	北海道札幌市西区八軒５条西１丁目２－22	〃
平23全保4372	有限会社北光不動産	北海道知事（石狩７）4431	代表取締役 疋田勝司	北海道札幌市北区北18条西５丁目20エス・エスビル２Ｆ	〃
平23全保4373	株式会社クリエイト	北海道知事（石狩４）6234	代表取締役 五十嵐靖雄	北海道北広島市中央４丁目６－１	〃
平23全保4374	株式会社リベーヌ	北海道知事（石狩３）6265	代表取締役 平井昭平	北海道札幌市南区石山東６丁目６－２	〃